

所沢市ゴルフ連盟規約

(名称及び事務局)

第1条 本連盟は、所沢市ゴルフ連盟（以下「本連盟」という）と称し、事務局は会長の指定した所に置く。

(目 的)

第2条 本連盟は、市民のゴルフの普及と、ゴルファーの健康増進、技術向上、スポーツ精神の高揚及び会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大会・講習会・研修会等の開催
- (2) 指導者の育成
- (3) 各種競技会への選手派遣及び支援
- (4) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

(組織及び加盟)

第4条 本連盟は、市内に在住・在勤するゴルフ愛好者の団体、個人をもって組織する。

- 2 本連盟に加入を希望する団体、個人は、所定の加入申込書に指定された書類を添付し、役員会の承認を得るものとする。
- 3 加入している者が規約に違反する行為があった場合は、役員会の議決を経て、加入を取り消すことが出来る。

(役 員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

- 2 会長 1名、副会長 若干名、理事長 1名、副理事長 若干名
理事 若干名、会計 2名、監事 2名
- 3 役員会は、会長及び副会長、理事長、副理事長並びに会長が指名した者をもって組織する。

(役員を選出)

第6条 本連盟の役員選出は次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は理事会で選出する
- (2) 理事長、副理事長は理事の互選とする
- (3) 理事は、加盟団体、個人より選出されたものとする
- (4) 事務局長、会計、監事は役員会の同意を得て会長が委嘱する
- (5) 顧問、相談役は総会で推薦し、会長が委嘱する

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し会務を総理する
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する
- (3) 理事長は、会長の命を受け、会務を執行する
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代理する
- (5) 会計は、会の出納を掌る
- (6) 監事は、会の会計を監事する

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない補欠による各役員の任期は前任者の残存期間とする。

(部 会)

第9条 本連盟に次の部会を置くことができる。

- (1) 研修部会 (2) 競技大会部会 (3) ジュニア育成部会
- 2 その他、必要により部会を置くことができる。
- 3 各部の部長は、役員会の同意を得て会長が委嘱する。

(会 議)

第10条 本連盟の会議は、次のとおり開催する。

総会は本連盟の最高議決機関であって、会長、副会長、理事で組織し会長が招集し、その議長となり年1回開催し、次の事項について審議する。

- (1) 予算審議及び決算の承認
- (2) 事業の審議及び承認
- (3) 規約の改正
- (4) その他、本連盟が必要と認めた事項
- 2 役員会は、会長が招集し総会に提出すべき議案を審議し、その他、本連盟の運営に必要な事項を処理する。

(議 決)

第11条 総会は、定足数の3分の1以上の出席者で成立し、その議事は出席者の過半数で決定する。

(経 費)

第12条 本連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 補助金 (2) 会費 (3) 参加料 (4) 入会金 (5) 寄付金 (6) その他

(会計年度)

第 13 条 本連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月末日で終るものとする。

(委 任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、連盟運営に必要な事項は役員会で協議して別に定める。

附 則

- 1 本規約は、昭和 6 3 年 2 月 2 7 日から施行する。
- 2 本規約は、平成元年 4 月 1 5 日 一部改正。
- 3 本規約は、平成 2 1 年 5 月 2 0 日 一部改正。